

改正

平成22年6月24日規則第38号

平成28年9月30日規則第76号

深谷市レンガのまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、深谷市レンガのまちづくり条例（平成18年深谷市条例第203号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(レンガの色等)

第2条 条例第2条第1号の規則で定める色並びに形状、規格及び積み方又は貼り方は、別表第1のとおりとする。

(助成制度)

第3条 条例第3条第2項に規定するレンガを活かしたまちづくりを推進するために必要な財政的な措置として、予算の範囲内において深谷市レンガのまちづくり補助金（以下「補助金」という。）を交付することができるものとする。

2 補助金の交付に関する必要な事項は、深谷市補助金等の交付に関する規則（平成18年深谷市規則第59号）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

3 補助金の交付の対象となる事業については、別表第2のとおりとする。

4 補助金の交付を受けることができる者は、市税に滞納がないものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 配置図

(3) 平面図

(4) 立面図

(5) レンガ使用面積割合算出票

(6) 使用したレンガの見本

(7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による検査済証の写し（同法の規定により必要

な場合に限る。)

(8) レンガの使用に要した経費を証する書類

(9) 事業に係る契約書及び支払領収書の写し（請負契約を伴わない場合は、材料費に係る領収書の写し）

(10) レンガ使用後の完成写真

(11) その他市長が必要と認める書類

(対象区域及び重点路線の決定)

第5条 条例第4条の対象区域及び重点路線は、市の中心市街地の区域のうち、市の魅力の増進及び良好な景観の形成に資する区域から定めるものとする。

(深谷市レンガのまちづくり指定審査会)

第6条 条例第5条に規定する審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審査する。

(1) レンガを活かしたまちづくりの推進に関し特に重要な事項

(2) 補助金の交付に係る調査に関し特に重要な事項

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の深谷市レンガのまちづくり条例施行規則（平成7年深谷市規則第31号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年6月24日規則第38号）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日規則第76号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

レンガの色	マンセル値が7.5R 4 / 8、10R 4 / 5、10R 3.5 / 7.5又は2.5Y R 5 / 6.5
レンガの形状及び規格	縦の長さがおおむね60ミリメートル及び横の長さがおおむね210ミリメートル又は100ミリメートルの長方形
レンガの積み方又は貼り方	長手積み若しくは小口積みの積み方又はこれと同等に見える貼り方

備考 レンガの色には、その近似色も含む。

別表第2（第3条関係）

	条例第4条の対象区域内 であって、重点路線に接す る場合	条例第4条の対象区域内 (対象区域に接する場 合も含む。)	特記事項
対象工事	<p>建築物の新築、改築、増築又は模様替え若しくは外構工事において、次に掲げる行為をしたもの。ただし、いずれの場合も道路面に使用するものに限る。</p> <p>(1) 建築物の外壁にレンガを10平方メートル以上使用した場合</p> <p>(2) 門柱及び塀にレンガを2平方メートル以上使用した場合</p> <p>(3) 舗装にレンガを2平方メートル以上使用した場合</p>	<p>建築物の新築、改築、増築又は模様替えにおいて、次の掲げる行為をしたもの。ただし、道路面に使用するものに限る。</p> <p>(1) 建築物の外壁にレンガを20平方メートル以上使用した場合</p>	<p>1 建築物又は外構の敷地に接する道路のうち、1以上の道路が通り抜けていること。ただし、道路からの視認性が高く、著しく景観の向上に寄与すると認められる場合にはこの限りではない。</p> <p>2 改築、増築又は模様替えの場合における補助金の交付対象となる部分は、当該改築、増築又は模様替え部分のみ</p>

			<p>とする。</p> <p>3 埼玉県建築基準法施行条例（昭和35年埼玉県条例第37号）第3条に規定する路地状敷地は、交付対象に含まない。</p> <p>4 補助金の交付となる対象工事は、対象区域内又は対象区域及び重点路線に接する敷地に限る。</p> <p>5 補助金の交付は、同一敷地につき1回とし、対象工事が完了してから60日以内のものに限る。</p> <p>6 都市計画法又は土地区画整理法による事業計画のある敷地における対象工事は、2年以内に当該事業計画の事業が執行しないと市長が判断したものに限る。</p>
補助基本額	1 対象工事(1) レンガの使用面積1平方メートル当たり5,000円		

	2 対象工事(2)及び(3) レンガの使用面積1平方メートル当たり10,000円		
補助金額及び補助 限度額	1 建築物用途が専用住宅以外の場合 対象工事(1)から(3)までの合計面積に補助基本額を乗じた額で、200万円を限度とする。	対象工事 (1)の合計面積に補助基本額を乗じた額で、30万円を限度とする。	補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。
	2 建築物用途が専用住宅の場合 対象工事(1)から(3)までの合計面積に補助基本額を乗じた額で、30万円を限度とする。		

備考

- 1 「模様替え」とは、既存の建築物に対し、材料又は仕様を変えることをいう。
- 2 「外構工事」とは、道路に面する門柱若しくは塀又は道路と建物間の舗装の外観の変更を伴う工事をいう。
- 3 「道路」とは、建築基準法第42条の規定によるものをいう。